

吹田市公告第497号

末広町管理道路敷道路舗装工事及び人孔蓋等取替補修工事（その2）に係る電子入札による一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和5年8月25日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- | | | |
|----|--------|---|
| 1 | 工事名称 | 末広町管理道路敷道路舗装工事及び人孔蓋等取替補修工事（その2） |
| 2 | 工事場所 | 吹田市末広町地内 |
| 3 | 工 期 | 令和5年10月4日 ～ 令和6年1月31日 |
| 4 | 工事種類 | 舗装工事及び土木一式工事 |
| 5 | 工事概要 | (1) 末広町管理道路敷道路舗装工事
末広町管理道路敷 (W=4.0m L=80m)
舗装工 一式
排水構造物工 一式
構造物撤去工 一式
区画線工 一式
防護柵設置工 一式
(2) 人孔蓋等取替補修工事（その2）
人孔蓋取替工 3か所
汚水柵蓋取替工 10か所
雨水柵及び取付管取替工 9か所 |
| 6 | 入札手続 | 本案件は吹田市工事請負契約等に係る発注要領第6条第1項の規定に定める合算入札とする。 |
| 7 | 予定価格 | 10,721,000円（税抜） |
| 8 | 最低制限価格 | 事後公表とする。 |
| 9 | 入札回数 | 1回 |
| 10 | 入札保証金 | 吹田市財務規則第98条に基づき免除。 |
| 11 | 契約保証金 | 契約金額の10%以上 |

- 12 支払条件
- (1) 未広町管理道路敷道路舗装工事
 - ア 前払い有り（契約金額の40%以内の額。）
 - イ 中間前払い有り（契約金額の20%以内の額。）
 - ウ 部分払い無し
 - (2) 人孔蓋等取替補修工事（その2）
 - ア 前払い有り（契約金額の40%以内の額。）
 - イ 中間前払い有り（契約金額の20%以内の額。）
 - ウ 部分払い無し
- 13 主な保険等
- 以下に掲げる全て。
- (1) 労働者災害補償保険
 - (2) 第三者に対する損害賠償保険
 - （1事故対人1名につき、3,000万円以上、かつ総額2億円以上）
 - (3) 建設業退職金共済
- 14 入札参加資格
- 以下に掲げる要件を全て満たしていること。
- (1) 吹田市制限付一般競争入札 共通入札説明書（以下「共通入札説明書」という。）で示す資格要件を全て満たしていること。
 - (2) 市内事業者（本市の入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に市内本店で登載されている者）であること。ただし、本市の資格者名簿に建設工事で市内事業者又は準市内事業者（本市の資格者名簿に市内支店で登載されている者）として登載後、公告の日において、1年を超えている者であること。
 - (3) 本市の令和5年度の入札参加有資格者等級格付けにおいて、舗装工事でA等級又はB等級の認定を受けていること。
 - (4) 舗装工事について、建設業許可を有すること。
 - (5) 土木一式工事について、建設業許可を有し、本市の令和5年度の入札参加有資格者等級格付けにおいて等級の認定を受けていること。
 - (6) 建設業法第26条の規定による必要な技術者を工事現場に配置できること。ただし、入札参加資格確認申請受付最終日（以下「受付最終日」という。）において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であること（他の会社からの在籍出向者や派遣社員は、原則として認めない。）。
 - (7) 官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人又は建設業法施行規則第18条に規定する法人をいう。以下同じ。）が発注した舗装工事を元請として施工した実績がある者であること（完成・引渡し平成30年度から受付最終日までに完了していること。）。なお、事業協同組合にあっては、事業協同組合が元請として受注し、完成・引渡し完了した実績とする。又は、受付最終日において有効な経営規模等評価結果通知・総合評定値通知書（以下「評定値通知書」という。）の舗装工事の完成工事高欄（2年平

均又は3年平均欄)に実績として数値の記載があること。

(8) 本市(総務部契約検査室)が公告する舗装工事の電子入札案件で、令和5年度中に落札(落札候補者を含む。)した件数が、本件の落札候補者決定時において2件未満である者であること。舗装工事でA等級の認定を受けている市内事業者については3件未満である者であること。ただし、特定建設工事共同企業体(JV)での落札案件等、入札参加申し込み・受注件数の制限の対象外とした案件は除く。

(9) 本市(総務部契約検査室)が公告する電子入札案件で、令和5年度中に舗装工事以外の業種(土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び解体工事を除く。)を落札(落札候補者を含む。)していないこと。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、受注業種の制限を対象外とした案件を除く。

(10) 本市(総務部契約検査室)が公告する電子入札案件で、本案件と開札日が同一の案件がある場合、舗装工事以外の業種(土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事及び解体工事を除く。)に参加申請していない者であること。ただし、発注者が特殊と思われる案件等、入札参加申し込みの制限を対象外とした案件を除く。

(11) 受付最終日において有効な評定値通知書 を本市(総務部契約検査室)に提出していること。(未提出の場合は、必ず令和5年9月8日(金)までに提出すること。)

※ なお、人孔蓋等取替補修工事(その2)については、吹田市のホームページ内、契約・入札情報の電子入札のページに掲載している「令和5年度の電子入札について(お知らせ)」4 一般競争入札における入札参加申し込み・受注件数の制限等(1)ア工事(イ)(年間の受注件数)の制限は対象外とする。

15 入札の無効 前項に示した入札参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

16 入札参加資格確認申請及び結果

(1) 申請受付期間

令和5年8月28日(月)午前9時から

令和5年9月8日(金)午後5時までのシステム稼働中

(2) 結果通知日

令和5年9月12日(火)

17 設計図書等の交付方法

システムからダウンロードすること。

18 質疑及び回答

(1) 質疑受付締切日時 令和5年8月31日(木)午後5時

(2) 回答掲載開始日時 令和5年9月 6日(水) 午後3時

19 入札書の提出及び開札

(1) 入札書受付期間

令和5年9月21日(木) 午前9時から

令和5年9月22日(金) 午後5時までのシステム稼働中

(2) 開札日時

令和5年9月25日(月) 午前9時30分以降

(開札は、公告番号順に行う。)

20 落札候補者の決定

(1) 開札後に行うシステムにより提出された書類等の審査の結果、入札参加資格有と認められ、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、14(11)の書類が期限までに提出されない場合は、入札は無効となるため、落札候補者になることはできない。

(2) 最低の価格で入札した者が複数ある時は、電子くじにより落札候補者を決定する。

20 事後審査

落札候補者に対しては、本市から事後審査について連絡するので、以下の証拠書類を提出すること。なお、配置予定技術者等調書及び積算内訳書(落札候補者用)については、システムよりダウンロードして作成すること。

(1) 提出日時 令和5年9月25日(月) 午後1時20分

(2) 提出書類

ア 配置予定技術者等調書

イ 配置予定技術者(主任技術者又は監理技術者)の資格者証の写し(ただし、監理技術者を配置する場合は、監理技術者講習修了証の写しについても提出すること。また、実務経験による主任技術者を配置する場合は、技術者経歴書も提出すること。)

ウ 現場代理人及び配置予定技術者を直接的かつ恒常的(受付最終日において3か月以上の雇用関係)に雇用していることが確認可能なもの

エ 入札参加資格要件を満たす元請受注実績が確認可能な書類(契約書・仕様書・設計図書・CORINS 工事カルテの写し等)

オ 建設業許可証明書又は建設業許可通知書の写し

カ 直近の評定値通知書の写し

キ 積算内訳書(落札候補者用)

ク 吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書

21 その他

入札参加者は、この要領のほか、システムに添付している「共通入札説明書」の

22 問い合わせ先

内容を承認のうえ、入札を行うこと。

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市総務部契約検査室

電話（直通） 06-6384-1489